

「森林の除染の適当な方法等の公表について」の概要

1 森林除染の基本方針

- ・ 森林については、「除染に関する緊急実施基本方針」(平成23年8月26日原子力災害対策本部)の除染実施における暫定目標(推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回っている地域において2年後までに50%減少、長期的には1ミリシーベルト以下になる程度に空間線量率を引き下げる)に即した空間線量率の引き下げを除染の基本方針とし、住居等近隣における除染を最優先に行い、住民の被ばく線量の低減を図る。
- ・ 森林全体への対応については、その面積が大きく、腐葉土を剥ぐなどの除染方法を実施した場合には、膨大な除去土壌等が発生することとなり、また、災害防止などの森林の多面的な機能が損なわれる可能性があることから、拡散防止対策等も含めた調査を行い、その扱いについて検討を継続する。

2 住居等近隣の森林の除染方法

① 落葉等の堆積有機物の除去

- ・ 林縁から20メートル程度の範囲を目安に行うことが効果的・効率的。
- ・ 森林の保全や放射性物質の再拡散防止の観点から、一度に広範囲で落葉等の除去を実施するのではなく、徐々に面積を広げていくことが適当。

② 枝葉等の除去

- ・ 常緑針葉樹林については、落葉等の除去で、十分な除染効果が得られない場合には、林縁部周辺について立木の枝葉等の除去を選択。

3 その他留意事項

以下に係る留意事項を記述

- (1) 除染作業における安全の確保
- (2) 除染効果の確認
- (3) 除染後における森林保全